

第2章 事務処理に関する基準

第1節 危険物製造所等の定義等

第1 製造所等の定義

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設は「製造所」、「取扱所」、「貯蔵所」に分類される。各製造所等の定義は、次によるものとする。

1 製造所

製造所とは、危険物を製造するため、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所（保有空地を含む。）並びにこれに付属する設備を含むものであって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものである。（昭和34年国消甲予発第17号）

したがって、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、種々の作業工程を経て製造された最終製品が危険物である対象物をいうものであり、その規制範囲は次のとおりとする。

なお、希釈や混合、濃縮等の単純な加工（化学的変化を伴わないもの）を目的とするものは製造所に該当せず、一般取扱所として取り扱うこと。

(1) 1棟の建築物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、原則としてその棟全体を一の製造所として規制すること。

なお、1棟の中に2以上の製造工程がある場合又は製造工程と一般取扱所に係る工程が混在する場合であっても、一の製造所として規制するものであること。

(2) 製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、原則として、その棟ごとに一の製造所として規制すること。ただし、同一敷地内で製造工程上不可分のつながりがあり、かつ、いずれの棟においても危険物の貯蔵、取扱いがある場合は、一の危険物製造所として規制することができる。

(3) 建築物のない製造施設又は建築物と屋外プラントの両方を有する製造施設にあつては、一の製造工程をもって、一の製造所として規制するものであること。

(4) 製造所から排出される可燃性ガス又は粉塵等を除去する公害防止設備等は、製造所の付属設備として規制すること。ただし、当該設備が製造所の保有空地（危政令第9条第1項第2号）外に設置され、火災予防上支障ない位置に設置する設備にあつては独立した設備として取り扱うことができる。

【製造所の例】

ア 化学反応により危険物を製造する施設

イ 精製分留して危険物を製造する施設

2 貯蔵所

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的をもって、法第 11 条第 2 項により許可を受け、同条第 5 項により基準に適合すると認められた場所をいい、建築物等を指すものである。

貯蔵所は、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所に区分される。

具体的には、屋内タンク貯蔵所の場合はタンク専用室ごとに、地下タンク貯蔵所の場合は、隣接し一体性を有する一群の地下タンクが、また、屋外タンク貯蔵所の場合はタンク一基ごとに、それぞれの貯蔵所となる。よって、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所においては、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、タンク専用室ごと又は一群の地下タンクごとの容量総計が指定数量以上となる場合は、貯蔵所として規制されるものであること。

この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとする。

また、貯蔵に伴う取扱い行為と認められる範囲を超えない限り、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為を行うことができる。（昭和 37 年自消丙予発第 44 号、昭和 52 年消防危第 71 号、平成 2 年消防危第 105 号）

3 取扱所

取扱所とは、危険物の製造以外の目的で指定数量以上の危険物を取り扱うため法第 11 条第 2 項により許可を受け、同条第 5 項により基準に適合すると認められた場所をいい、取扱形態により、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所、一般取扱所に区分される。

なお、一般取扱所とは、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所に該当しないものであって、危政令第 19 条第 2 項により、類型化されるもののほか、次のような施設をいう。

- (1) 栈橋等の一般取扱所とは、危険物を船舶等へ荷受け又は荷卸しする栈橋、岸壁等の施設のうち、移送取扱所以外の施設をいう。（昭和 49 年消防予第 63 号）なお、屋外タンク貯蔵所等、貯蔵タンクへの配管による荷受けのみの場合は、貯蔵に伴う取扱いとして、各貯蔵所の付属施設として取り扱う。
- (2) 油分離装置の一般取扱所とは、油を含んだ廃液等から油を分解する施設をいう。
- (3) ガスホルダーの一般取扱所とは、危険物をシール剤として用いるガスタンクをいう。
- (4) 動植物油タンクに付属する注入設備等の一般取扱所とは、指定可燃物となる動植物油類タンクに注入する施設又は当該タンクから送油する施設をいう。
- (5) 非危険物を製造する一般取扱所とは、危険物を原料、中間体、添加剤等として、非危険物を製造する施設をいう。また、最終製造品が危険物であっても、危険物を希釈、混合させる単純な物理変化のみで取り扱うものについては、一般取扱所として規制する。

(6) 屋外における仮置き的一般取扱所とは、製油所、油槽所等でドラム缶充てん作業等から出荷までの過程で、屋外において危険物を容器入りのまま仮置きの状態で取り扱う施設をいう。ただし、貯蔵を目的とするものを除く。

(7) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所とは、第3類ナトリウム及び第2類硫黄がユニットとして内蔵され、両者のイオン移動により充放電を行うもので、一定の安全性能を有する施設をいう。

(8) 危政令第27条第6項第4号ロただし書の規定により、移動貯蔵タンクから容器に引火点40度以上の第4類の危険物を詰替える場合において、同一の場所で1日に取り扱う量が指定数量以上となる場所をいう。

また、危政令第19条第2項に規定する一般取扱所であって建築物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制するもの（以下「部分規制の一般取扱所」という。）以外は、原則として屋内に設置するものは1棟、屋外に設置するものは1工程をもって一の一般取扱所として規制すること。

一般取扱所の許可単位は、製造所と同様危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があること及び災害時の影響等を考慮し総合的に判断する必要があること。

【一般取扱所の例】

ア 危険物を消費する施設

(ア) 危険物を原料として反応工程を経て非危険物を製造する施設

(イ) 危険物を希釈・混合し非危険物とする混合設備

(ウ) ボイラー等で危険物を消費する設備

(エ) 危険物を原料に発電を行う設備

イ 危険物を加温する施設

(ア) 加熱炉等

(イ) ドラム加温庫

ウ 危険物と非危険物を分離する施設

(ア) デカンター

(イ) オイルセパレーター

エ 同一品名の危険物を混合する施設

(ア) ガソリン着色施設

(イ) 添加剤施設

オ 危険物充填所

(ア) ドラム充填所

(イ) ローリー充填所

(ウ) タンク車充填所

カ ドラム一時置場

充填された危険物ドラム等をその日のうちに処理するため、充填エリア外に一時的に置く施設

キ 焼入れ加工施設

焼入れ油として危険物を取り扱う施設

ク 実験（研究）施設

指定数量以上の危険物を実験室・試験室等で取り扱う施設

ケ 洗浄作業等に溶媒として危険物を取り扱う施設

コ 危険物を用いた油圧ユニット・潤滑油循環装置

第2 製造所等の最大貯蔵数量及び取扱数量の算定

危険物製造所等における最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法は、次により行うものとする。

1 製造所

(1) 製造所の倍数算定

次のア又はイによって算定された倍数に、ウに該当する危険物の倍数を加算した倍数とする。

ア バッチ運転

(ア) 1日に1工程の場合

原料又は製品の指定数量倍数の大なる方

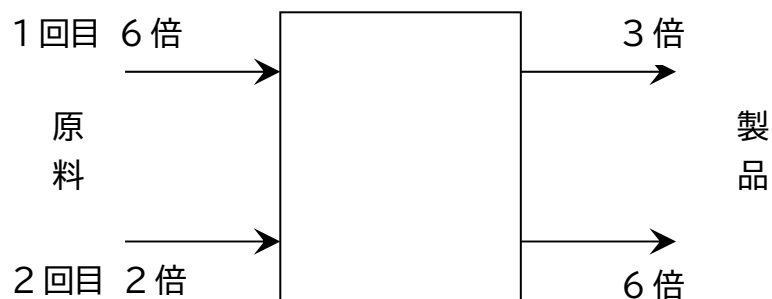
(イ) 同一設備を用いて1日に同一の危険物を繰り返して製造する場合

1工程の指定数量倍数に繰り返した回数を乗ずる。

(例) 1工程が100倍で、1日5回製造した場合に取扱量は500倍となる。

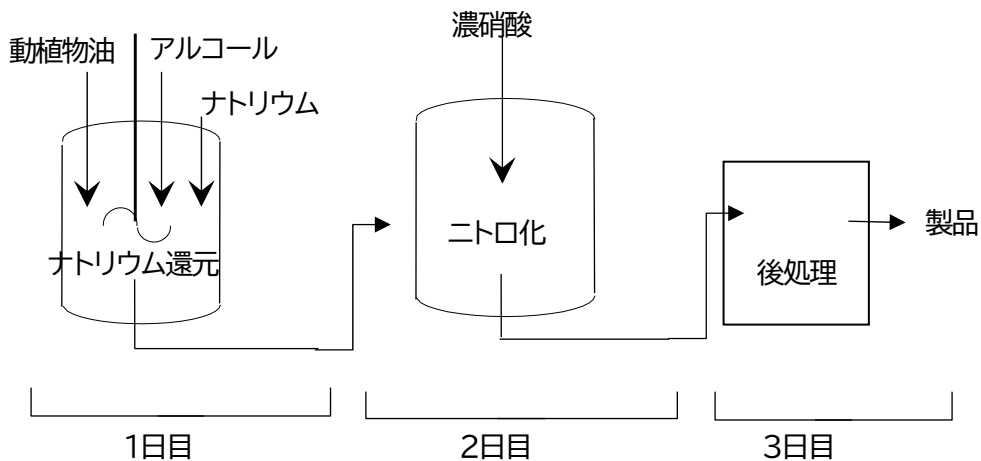
(ウ) 同一設備を用いて1日に2種類以上の危険物を製造する場合

各工程における原料と製品の指定数量倍数の大なる方を合算した数量とする。



(例) 1回目の工程で危険物の原料が6倍で、2回目の工程で危険物の製品が6倍の時この場合の指定数量倍数は合計した12倍とする。

(エ) 同一設備により同一危険物を製造する工程が2日以上に渡る場合



例) 取扱量

第1日目 (ナトリウム還元)

動植物油	1,000L	0.1倍
アルコール	1,400L	3.5倍
ナトリウム	270kg	27.0倍
合計		30.6倍

第2日目 (ニトロ化)

濃硝酸	180kg	0.6倍
-----	-------	------

第3日目 (後処理)

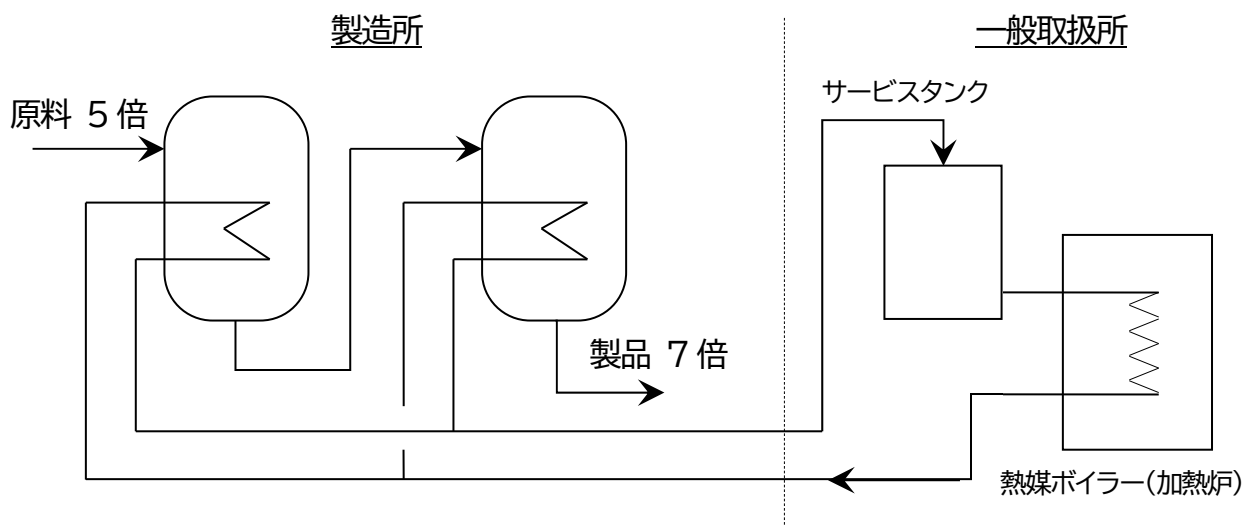
製品	220kg	22.0倍
----	-------	-------

この場合の危険物の指定数量倍数は、一番多い第1日目の30.6倍とする。

ただし、第3日目の工程の最中に次の生産を開始し、ナトリウム還元をする場合は30.6倍+22.0倍で指定数量倍数は52.6倍とする。

1工程を2日以上にわたって行う場合は、工程中に取り扱う危険物の指定数量の倍数の大きな日の数量をもって算定すること。(昭和40年自消丙予発第71号)

(オ) 循環装置により、危険物を循環させて取り扱う場合は、関連施設内の瞬間最大滞留量から算出した倍数とする。



指定数量倍数

製造所 製品(7倍) + 製造所エリア内における熱媒油の瞬間最大滞留倍数

一般取扱所 エリア内の熱媒油の瞬間最大滞留倍数

(製造所停止時のホールド量含む。)

イ 連続運転

原料又は製品の倍数の大なる方に、プロセスにおける瞬間最大滞留倍数(20号タンク及びその他機器、主配管等の滞留倍数)を加算した倍数とする。

ウ 加算する倍数

a 潤滑油

(施設内で取り扱うポンプ・機器等の潤滑油、作動油で外部タンクからの供給がなく、当該機器内に密閉構造で使用され、機器ごとの数量が少量である場合は、当該機器内の危険物は、算定から除く。◆)

b ファーネス(加熱炉の燃料)

c 許可時に認められたドラム缶での取扱量

d 添加剤

e その他

(2) 算入除外

変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの付属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵し使用するものについては、製造所等の貯蔵、取扱量に内蔵油を算入しないものとする。 (昭和40年自消丙予発第148号)

(3) その他

複数の製造品目ごとで算定した場合、取扱品目として申請書に記載されない危険物が生じる場合は、申請書に当該製造所で貯蔵・取り扱う危険物の最大数量を全て列挙し、申請倍数は、前述の最大取扱数量とすることができる。その際、申請書の添付資料として、申請危険物品名と申請倍数の根拠を示すものを必ず添付すること。

2 一般取扱所

一般取扱所については製造所に準ずるほか、次のとおりとする。ただし、明確な算定根拠がある場合はこの限りではない。

(1) 危険物の出荷、充てん、詰替え等の一般取扱所については、1日の出荷能力、稼働時間又は付属タンク貯蔵量等により、実態に即した最大取扱数量を算定すること。

(2) 危険物を消費する一般取扱所のうち、次に掲げるア及びイ以外の施設にあっては、1日におけるその消費量を最大取扱数量とすること。

ア 危険物を消費する一般取扱所のうち、非常用ディーゼル発電設備等非常用の施設にあっては、当該施設の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即した数量とすることができる。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費に係るものについては、1日における消費量又はサービスタンクの容量を比較して大なる数量をもって算定すること。（昭和39年自消丙予発第73号）なお、当該設備は、使用する時間が一定でない場合（例：冬場気温の低いとき等）については、当該設備の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即した数量で最大となるものを申請数量とすることができる。

(3) 危政令第19条第2項に規定する専ら容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱数量のうち、いずれか大なる数量をもって算定すること。

(4) 油圧装置、潤滑油循環装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所については、当該装置等の瞬間最大停滞量をもって最大取扱数量とすること。（昭和40年自消丙予発第71号）

(5) 危険物を原料として、非危険物を製造する一般取扱所については、製造所の例により算定すること。

(6) 実験(研究)棟

ア テーブル(基礎)実験棟

各実験(研究)室の保管倍数と保管庫における保管倍数の合計に当該棟外から搬入される倍数の総合計とする。

イ パイロットプラント棟

各装置について前記の製造所又は一般取扱所の算定方法に基づいて算定し、それらの総合計倍数とする。

3 移送取扱所

ポンプ能力×24時間をもって取扱数量とし、倍数計算する。

4 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の最大貯蔵数量の算定は、当該貯蔵所において実際に貯蔵する危険物の最大数量とすること。

5 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所

- (1) タンクの最大貯蔵数量の算定は、危規則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危規則第3条のタンクの空間容積の計算方法によるほか、以下のとおりとする。
 - ア 縦置円筒型の放爆構造を有する屋外貯蔵タンクの内容積の算出は、放爆構造となっている部分が屋根部に該当することから、その部分を除いた内容積で計算する。
 - イ 屋根に該当しない鏡板形状のタンク（当該鏡板が放爆構造を有しないものである場合）は、鏡板を含めたタンク全体の容量を内容積とする。（平成13年消防危第42号）
- (2) 貯蔵所を廃止せず、一時的に危険物以外の物品（水、指定可燃物等）を貯蔵する場合は、当該タンクの構造及び設備に悪影響を与えないこと。（平成10年消防危第26号）
- (3) 第3類の危険物等で、貯蔵の必要性からシール材として貯蔵しているものとは別の危険物（第4類等）をシールポット等に封入し、タンクの付属設備として使用する場合は、そのシールポット等の最大容量を各貯蔵所の最大貯蔵数量に追加して算定すること。

6 給油取扱所

- (1) 給油取扱所における最大取扱数量は、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクごとに、危規則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により最大容量を算定し、その容量の合計により算定すること。（昭和62年消防危第38号）

ただし、危規則第26条の2第3項第1号ただし書の規定により、給油タンク車を用いる航空機及び船舶給油取扱所における最大取扱数量は、1日の最大取扱数量とする。
- (2) 危政令第3条第1号に規定する形態以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、規則第25条の5第3項の規定に係るものも含め、その合計が指定数量未満である場合に限り認められるものであり、この場合にあつては、最大取扱数量の算定から除外して差し支えないものとする。

7 販売取扱所

販売取扱所における最大取扱数量は、当該取扱所において、実際に保有する危険物の最大数量とする。

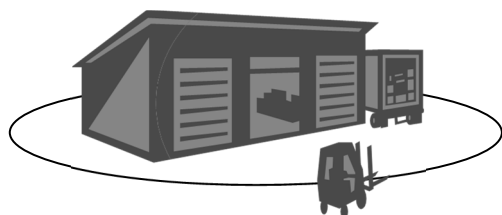
第3 製造所等ごとの申請区分

製造所等ごとの申請区分は次によるものとする。

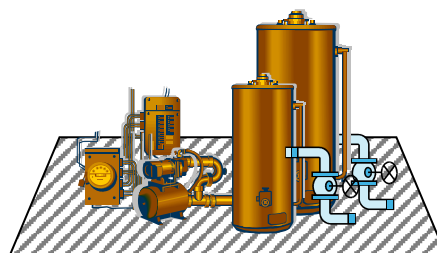
1 製造所及び一般取扱所

製造所及び一般取扱所は、建物の棟（建築物の一部に一般取扱所があるものについては、当該区分ごと。）または一連の工程ごとに規制を行い、付属する20号タンク、配管その他の機器等（以下「付属設備等」という。）を含めて申請すること。

また、危政令第19条第2項に規定する建築物の一部に一般取扱所を設置する場合で、一の建築物内に複数の一般取扱所を設ける場合は、それぞれ別の一般取扱所として申請すること。



建物単位の規制



一連の工程で規制

2 屋内貯蔵所

屋内貯蔵所は、1棟の貯蔵倉庫ごとに申請すること。

なお、一の建築物内に、複数の貯蔵室を設ける場合（危政令第10条第3項の規定により、一の建築物内に隣接しない屋内貯蔵所を複数設ける場合を除く。）は、一の屋内貯蔵所とすることができる。また、危政令第26条第1項第1号の2により、類を異にする危険物を貯蔵する場合は、開口部のない耐火構造の隔壁で完全に区分したものでなければならない。

3 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所は、屋外貯蔵タンク1基ごとに申請すること。ただし、次に掲げる付属設備等が他の屋外タンク貯蔵所と共有する場合の当該付属設備等の申請は、次により決められた1基の屋外タンク貯蔵所（以下「主タンク」という。）の付属設備として申請すること。

- (1) 防油堤（仕切堤を含む以下同じ）は、当該防油堤内にある最大容量タンク（最大容量タンクが2以上ある時は、その中の倍数が高い[引火点の低い]タンク）を主タンクとする。
- (2) 防油堤以外の共通する付属設備等の変更工事にあつては、主タンクの変更許可申請をし、工事に当たって関連する従タンクの付属設備については、内容に基づいて、変更許可又は軽微な変更として、付属設備等の申請等を提出すること。

危険物配管や消火配管等、共通部分（主タンク区分）と個別部分（従タンク区分）は、申請時に明確にさせ、それぞれの区分に応じた申請等を提出すること。

4 屋内タンク貯蔵所

- (1) 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごとに申請すること。なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とすること。
- (2) 付属設備等が他の屋内タンク貯蔵所と共有する場合の当該付属設備等の申請は、前記3に定める屋外タンク貯蔵所の例によること。

5 地下タンク貯蔵所

- (1) 地下タンク1基ごとに申請すること。ただし、同一の場所で地下貯蔵タンクを2基以上隣接して設ける場合は、一の地下タンク貯蔵所とすること。

なお、ここでいう「2基以上隣接して設ける場合」とは、次のいずれかに該当する場合を指す。(平成54年消防危第147号)

- ア 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室内に設置されている場合
- イ 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合
- ウ 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合

- (2) 付属設備等が他の地下タンク貯蔵所と共有する場合の当該付属設備等の申請は、前記3に定める屋外タンク貯蔵所の例によること。

6 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所は、原則として簡易タンク貯蔵所1基ごとに申請すること。ただし、簡易タンク貯蔵所を隣接して3基まで設置する場合(ただし、同一品質の危険物のタンクを2以上設置できない。)は、一の簡易タンク貯蔵所として、申請することができる。

7 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所は、1車両ごとに申請すること。ただし、積載式移動タンク貯蔵所にあつては、交換タンクを含め一括申請すること。(平成4年消防危第54号、平成13年消防危第50号)

8 屋外貯蔵所

屋外貯蔵所は、一の屋外貯蔵所ごとに申請すること。ただし、危規則第24条の13第2号の規定により、複数の屋外貯蔵所の周囲に設ける共通排水溝又は貯留設備の変更については、指定数量の倍数が最大の屋外貯蔵所の変更として申請し、許可後、当該共通排水溝で囲まれる他の屋外貯蔵所については軽微な変更として、排水溝等の変更届を提出すること。

9 給油取扱所

給油取扱所は、一の給油取扱所ごとに申請すること。

なお、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等、簡易貯蔵タンクを含むものとする。

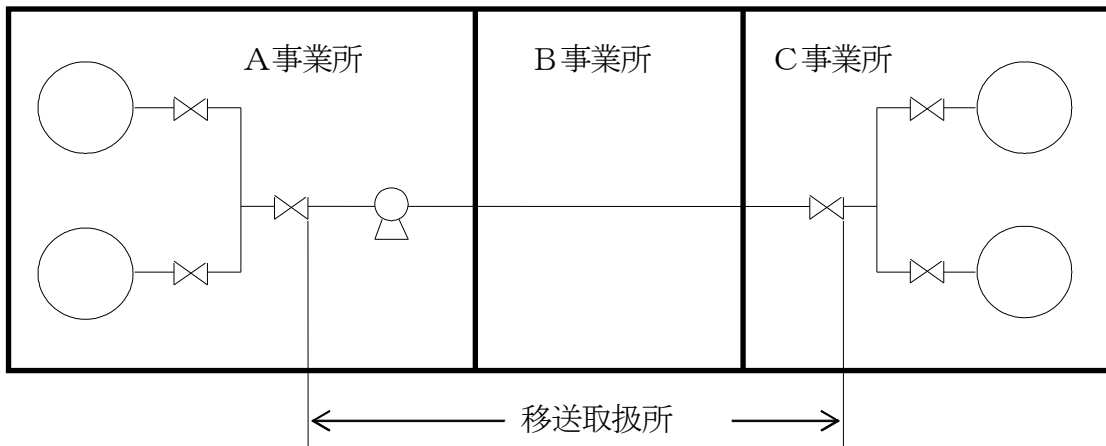
10 販売取扱所

販売取扱所は、一の販売取扱所ごとに申請すること。

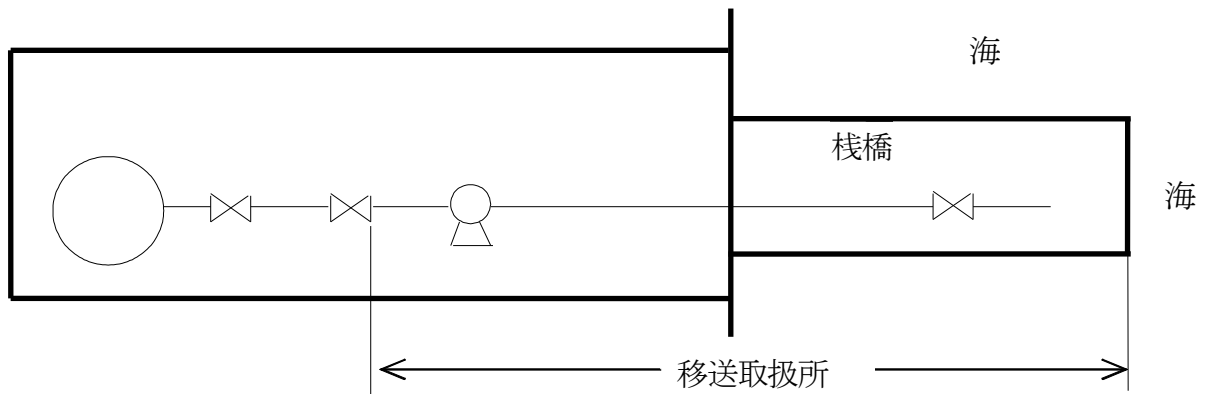
11 移送取扱所

移送取扱所の規制区分は、次による。

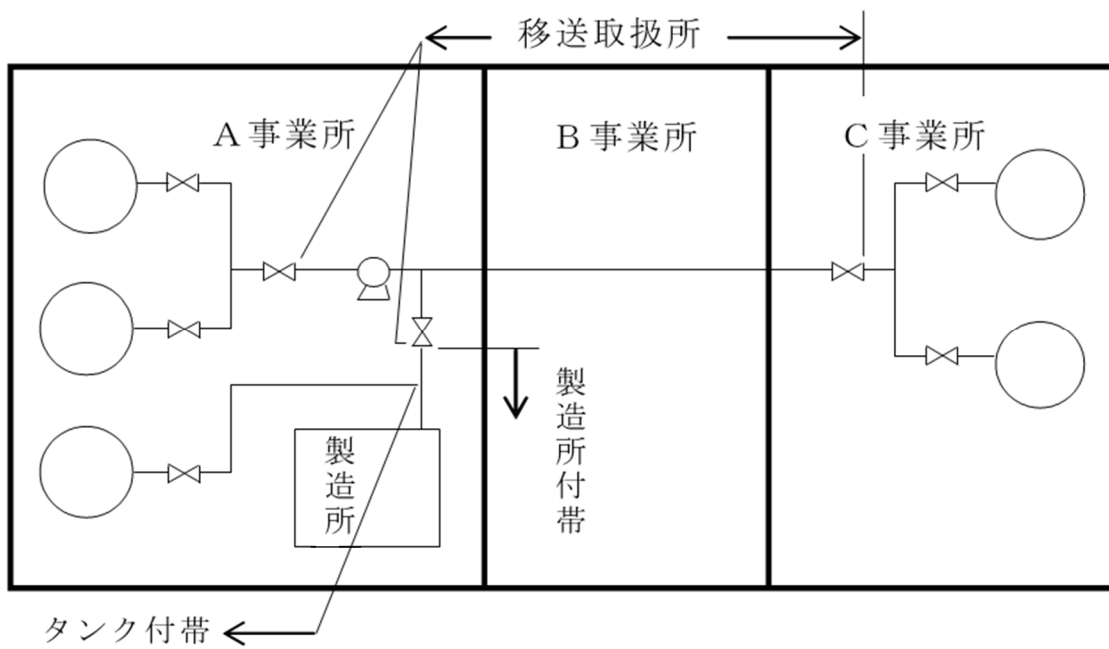
- ア 当該払出施設のある敷地内のポンプサクシヨン側第1バルブのフランジから受入施設のある敷地内第1バルブを原則とする。(図-1)
- イ 栈橋をもつ移送取扱所は、栈橋を含め規制する。(図-2)
- ウ 当該敷地内で接続している付帯配管との区分は、仕切バルブ・ヘッダー等任意の点で行う。(図-3)



(図-1)



(図-2)



(図-3)

第4 製造所等の相互における配管の区分

他の施設と関連する危険物配管の設置、変更を伴う許可申請書には、施設ごとの配管区分が判別できる図面を添付すること。

また、非危険物配管と危険物配管が交錯する施設については、申請書面において区別できるようにすること。

各施設の付帯配管の区別は原則、次のとおりとする。

- ア 保有空地内はその危険物施設の付帯とする。(図-1、3)
- イ エリア区分を考慮して、そのエリアにある危険物施設の付帯とする。(図-2)
- ウ 上記以外は危険物施設の倍数の大なる施設の付帯とする。(図-1、3)
- エ 危険物施設と少量危険物の場合は少量危険物施設の第1バルブまでとする。(図-4)

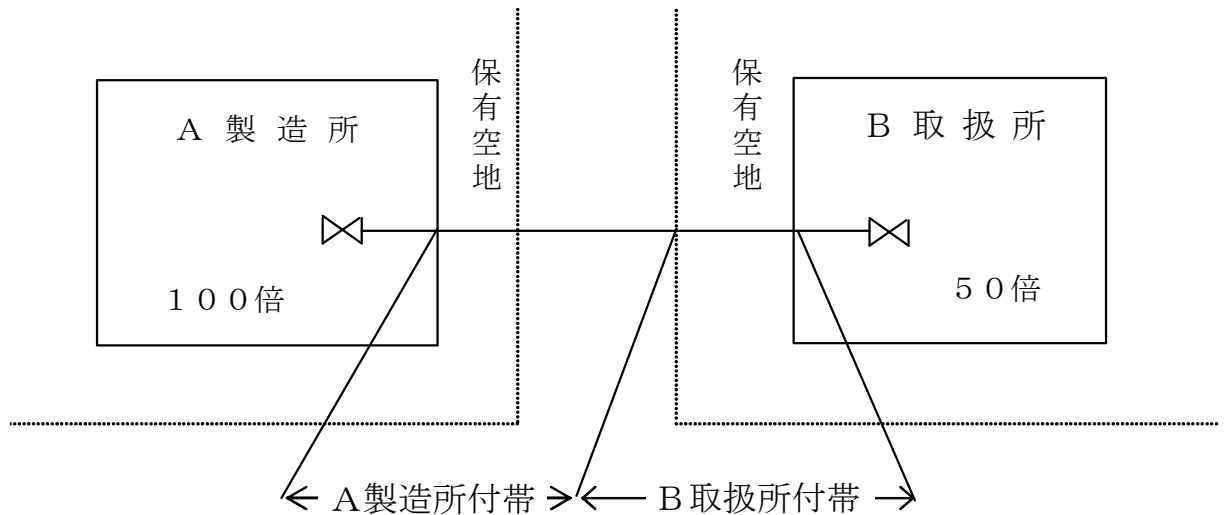


図-1

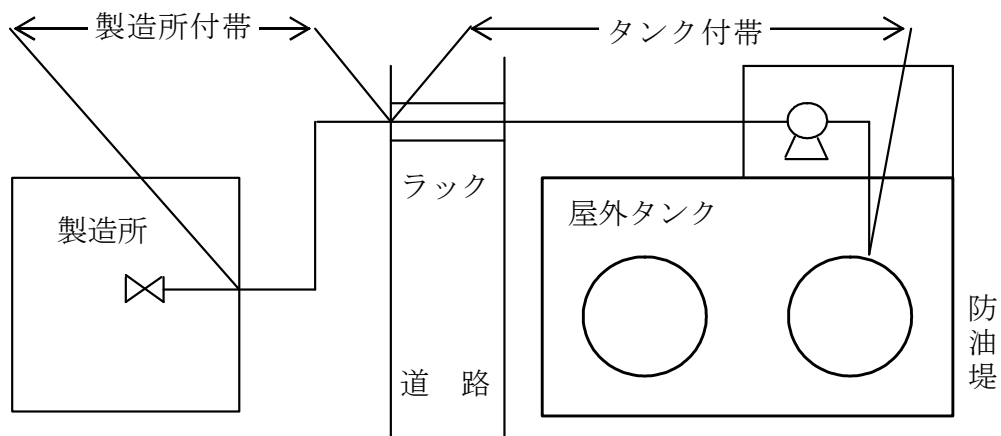


図-2

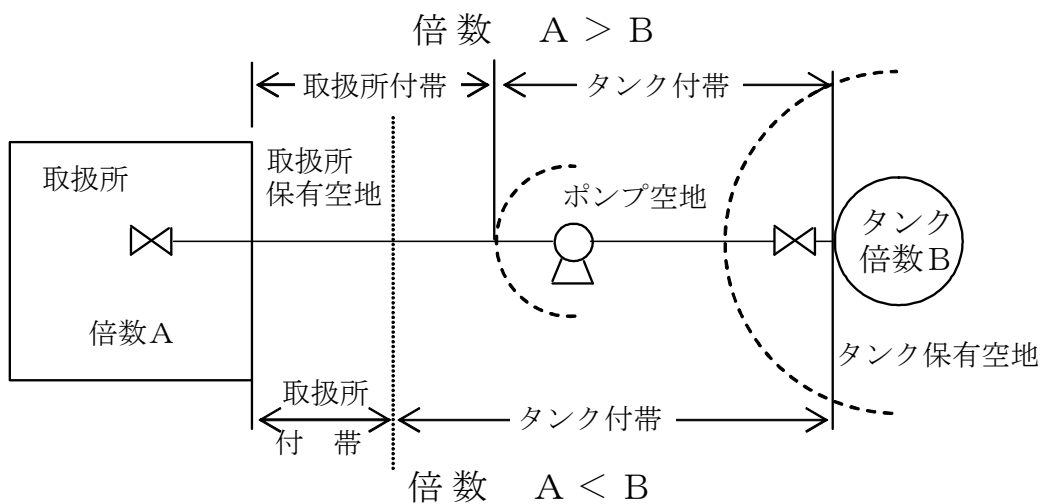


図-3

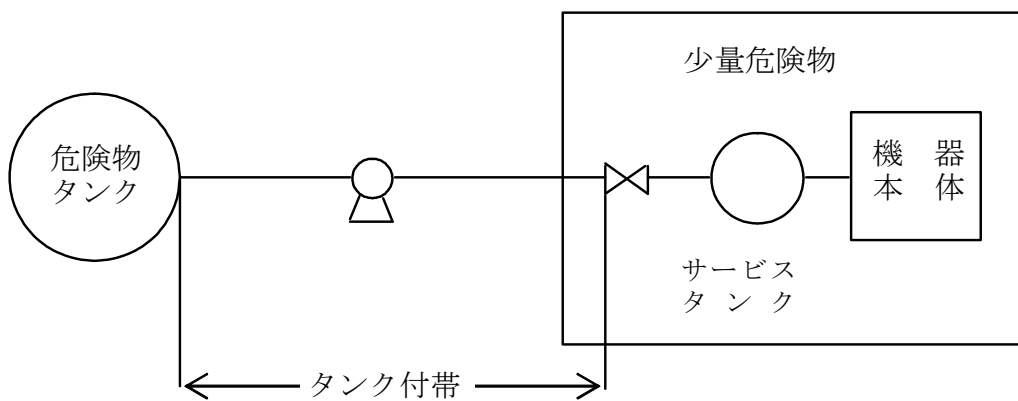


図-4

第2節 設置又は変更許可申請等

1 許可に関する基本的事項

(1) 次のいずれかに該当するものは設置許可申請が必要なものとして取り扱うこと。

ア 製造所等を新たに設置する場合

イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において危政令第2条又は第3条に掲げる施設区分（同令第3条2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合（昭和52年消防危第182号）

例えば、製造所から一般取扱所に、屋外タンク貯蔵所から屋内タンク貯蔵所に施設区分を変更する場合が該当する。

ウ 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を移設する場合

ただし、同一敷地内で主要構造物の変更を伴わない移設の場合は、変更許可申請とすることができる。（昭和52年消防危第149号）

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により製造所等を全面的に改修する場合（昭和37年自消丙予発第91号）

オ 既設の屋外タンク貯蔵所を廃止して、その跡に新設の屋外タンク貯蔵所を設置する場合（スクラップ&ビルド①）

この時、新設の屋外タンク貯蔵所が昭和51年消防危第77号の各号に適合する場合には、政令11条第1項第2号及び第15号の規定について、政令第23条の規定を適用し、既設の屋外タンク貯蔵所の位置に設置することができること。

カ アからオまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合

(2) 次のいずれかに該当するものは変更許可申請が必要なものとして取り扱うこと。

ア 製造所等について変更工事を行う場合のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、業務形態の変更（自家用の危険物施設を営業用の危険物施設に変えようとする場合等、経営上の基盤が変更されることをいう。）等に伴い、新たに追加審査すべき技術上の基準事項が生じる場合

例えば、自家用給油取扱所（危政令第17条第3項第6号に定める自家用の給油取扱所をいう。以下同じ。）から屋外給油取扱所（危政令第17条第1項に定める給油取扱所をいう。以下同じ。）に切り替える場合（昭和51年消防危第23-3号）

イ 製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合

ただし、資料の提出のみの処理による場合及び設置許可申請を必要とする場合を除く。（昭和42年自消丙予発第88号）

ウ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修復により当該構造又は設備が復旧できる場合

ただし、小規模な修復によって復旧が可能な場合はこの限りでない。（昭和37年自消丙予発第44号）

エ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える場合（スクラップ&ビルド②）

この時、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあつては、縦及び横の長さをいう。）及び高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下である場合は変更許可申請とすることができる。（平成11年消防危第58号）

オ 地下タンク貯蔵所において、経年劣化により板厚が3.2mm未満となるような減肉又はせん孔が発見された際、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成21年消防危第204号）中、問2に対する答えに示す要件に適合する場合

カ 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合（平成10年消防危第90号）

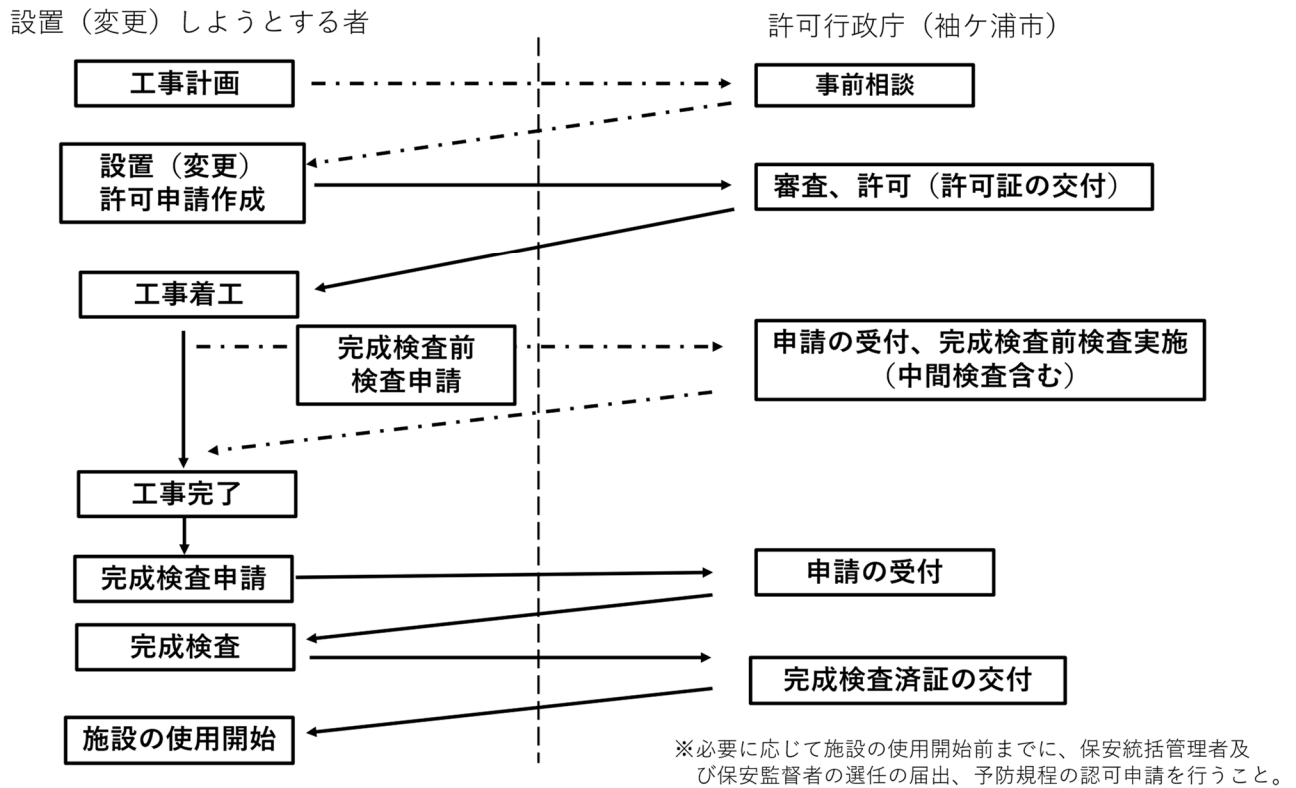
キ 移動タンク貯蔵所の貯蔵タンク又はシャーシ（ヘッド部分も同時に取り換える場合を含む。）のいずれかを取り換え変更（更新を含む。）する場合（平成10年消防危第90号）

ただし、緊結装置に適合性がある場合であつて、危規則第24条の5の定めに適合する積載式移動タンク貯蔵所の付属タンクとして既に許可を受けたタンクコンテナ（積載式）を別で許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所に積載する場合、又は危規則第24条の9の3の定めに適合する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の付属タンクとして追加積載する場合は、確認を要する変更工事（資料提出）として取り扱うこと。

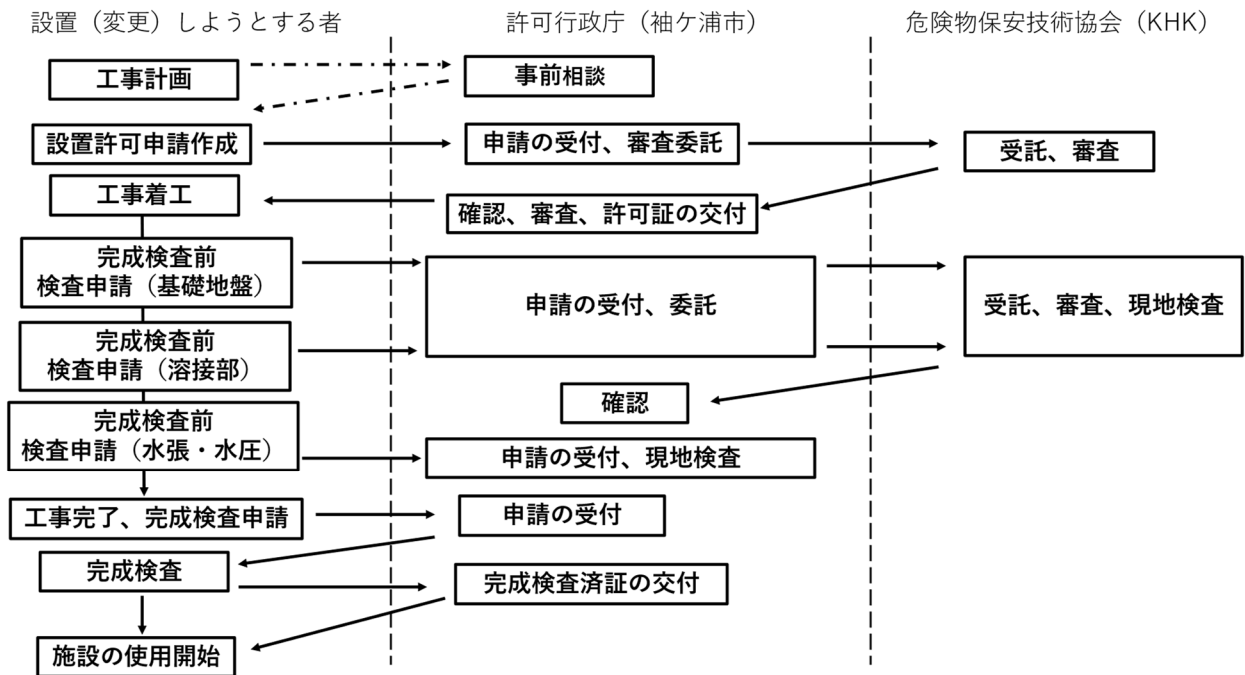
ク アからキまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当な場合

2 申請、手続きの流れ

(1) 設置（変更）申請の流れ



(2) 特定屋外タンク貯蔵所の設置申請の流れ



3 申請に係る標準処理期間の基準

申請に基づき許認可等を行うために要する標準的事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準的な申請時期の目安として表1に示す通りとする。

表1 申請に係る標準処理期間

	申請(届出)の種類	標準処理期間	事前相談要
(1)	プラントの設置、大規模な変更・増設	20日	○
(2)	特定屋外タンクの設置	〃	○
(3)	定期保安検査申請	10日	
(4)	臨時保安検査申請	〃	
(5)	完成検査前検査申請(基礎・地盤)	〃	
(6)	完成検査前検査申請(溶接部)	〃	
(7)	上記(1)(2)以外の設置	14日	○
(8)	上記(1)以外の変更・増設	14日	
(9)	予防規程認可申請	〃	
(10)	品名、数量又は指定数量の倍数変更届出	10日	
(11)	仮貯蔵・仮取扱承認申請	5日	
(12)	資料提出(軽微な変更工事)	〃	
(13)	完成検査前検査申請(水張・水圧)	〃	
(14)	完成検査申請	〃	
(15)	保安統括管理者選解任届出	5日	
(16)	保安監督者選解任届出	〃	
(17)	譲渡引渡届出	〃	○
(18)	廃止届出	3日	
	休止・停止(再開)届出	〃	

注 標準処理期間の算定日数には、次の日及び期間を含まない。

- (1) 土曜、日曜、祝日及び年末年始等の閉庁日
- (2) 危険物保安技術協会(KHK)へ審査委託等を行う申請等については、その審査委託期間(委託書類等の送付日から審査結果等の到着日まで)
- (3) 申請者又は申請代理者による書類の補正に要する期間

4 申請様式

(袖ヶ浦市HP> 各課の案内> 消防本部> 消防本部予防課 > 危険物施設に関する申請書 (消防関連) に掲載)

- (1) 危険物製造所等設置許可申請・・・様式第2 (第4条関係)
- (2) 危険物製造所等変更許可申請・・・様式第5 (第5条関係)
- (3) 仮使用承認申請・・・様式第7 (第5条の2関係)
- (4) 仮貯蔵・仮取扱承認申請・・・様式第1号(第2条関係)
- (5) 廃止届出・・・様式第17 (第8条関係)
- (6) 譲渡引渡届出・・・様式第15 (第7条関係)
- (7) -1 休止・再開届・・・様式第7号 (第11条関係)
- (7) -2 停止・再開届・・・様式第7号に準ずる。

5 添付書類

(1) 危険物製造所等設置許可申請

ア 共通項目

(ア) 目次例 (表-1 (P28) 参照)

追加資料、図面の差替え等の経過のわかる様式

(イ) 案内図(新規事業所のみ)

(ウ) 工場全体配置図(縮尺、方位記入)

(エ) 保有空地図

(オ) 保安距離等を明示した図面

a 危険物施設エリアは赤色で枠どりすること。

b 高圧ガス施設は黄色で枠どりすること。

c 近接する他の建築物・工作物までの距離記入

(カ) 機器リスト (表-2 (P31)、表-3 (P32) 参照)

(キ) 機器の配置図、平面図及び立面図

(ク) 危険物取扱工程説明書

(ケ) 工事に当たっての危険要因把握及び対策に関する書類

(コ) 倍数計算書

(サ) 電気動力配線図又は系統図

配線のルート及び施工方法(金属管、ダクト等)を記載する。

(シ) 安全設備概要

(ス) 雷保護の概要

イ 製造所・一般取扱所

(ア) フローシート又はP&I

(イ) 建築物等の図面

用途	平面図 立面図 断面図	矩形図 建具表 仕上表	基礎伏図	床伏図 梁伏図 屋根伏図
a ストラクチャー	○		○	○
b 実験研究棟	○	○		○
c 製造建屋	○	○	○	○
d パイプラック	○		○	○
e その他の建屋	○			○

備考 ① 耐火被覆の必要なものにあつては断面図に含めること。

② 基礎伏図は主要機器の代表的なものでよい。

③ ストラクチャーの梁伏図は主要な梁のみでよい。

④ パイプラックの耐火被覆の資料は仕様がわかるもの

(ウ) 排水系統図

(エ) 機器構造図(仕様書添付)

(オ) 政令第9条20号タンクを支える架構等の強度計算書
(設計条件、結果)

(カ) 政令第9条20号タンク強度計算書

(表-1目次例、注-3(P30)参照)

(キ) 配管図

配管経路がわかる程度の図面及びパイプラック部、スリーパー部、埋設部、ピット部等の代表的なスプール図

(ク) 換気設備(構造図、能力計算書)

ウ 屋内貯蔵所

(ア) 建築物等の図面(イ(イ)eに準ずる。)

(イ) 危険物貯蔵要領書

(ウ) 換気設備(仕様書、能力計算書)

(エ) 建屋強度計算書(設計条件、結果)

(オ) 架台の構造図及び強度計算書

平成8年消防危第125号「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」による。

エ 屋外(内)タンク貯蔵所

(ア) タンク強度計算書

地震力、風荷重、転倒、滑動、基礎構造、板厚等

(イ) 防油堤強度計算書(表-1目次例、注-5(P30)参照)

(ウ) 防油堤容量計算書

(エ) タンク容量計算書・空間率

(オ) タンク・防油堤間距離図

(カ) 基礎図(タンク、機器)

(キ) 防油堤・仕切堤の構造図

平面図、立面図、断面図、配管貫通部、配筋図、目地部、階段、防油堤の地表面下の地盤の部分を管渠等が横断する箇所の措置については昭和53年消防危第137号「防油堤の改修等について」による。

(ク) タンク製作図

溶接部、ノズル詳細図、液面計、加熱(冷却)コイル等

(ケ) 付帯設備図

攪拌機、ポンプ、熱交換器、アース板等

(コ) フローシート

(サ) 配管図(イ(キ)に準ずる。)

(シ) 油水分離槽構造図

(ス) 排水系統図(水抜弁の自動開閉表示装置含む。)

(セ) パイプラック図(梁伏図、構造図)

(ソ) ボーリングデータ結果表(1,000kL以上のタンク)

(タ) 屋内タンク貯蔵所の場合は上記の他、建築物等の図面

(イ(イ) eに準ずる。)

オ 地下タンク貯蔵所

(ア) タンク容量計算書

(イ) 浮力計算書

(ウ) 固定バンドの強度計算書

(エ) タンク製作図

(オ) 基礎図

(カ) 平面図、立面図

(キ) 配管図(通気管図含む)

(ク) 付帯設備図

ルーフィング図、検知管、注入口、液面計等

(ケ) タンク室のあるときは、構造図、平面図及び立面図

(コ) 上蓋サポートの強度計算書

カ 簡易タンク貯蔵所

(ア) 容量計算書

- (イ) タンク構造図
- (ウ) タンク固定図
- (エ) 屋内のものにあつては建築物等の図面(イ (イ) eに準ずる。)

キ 移動タンク貯蔵所

- (ア) 配置図
- (イ) 外観三面図
- (ウ) タンク構造図
- (エ) 配管概要図
- (オ) 安全装置構造図
- (カ) 可燃性蒸気回収設備概要図
- (キ) 側面粹取付図
- (ク) 側面粹構造図
- (ケ) 防護粹取付構造図
- (コ) 底弁及び閉鎖装置構造図
- (サ) 電気設備概要図
- (シ) 注入ホース構造図
- (ス) 静電気除去装置構造図

なお、特殊な構造又は設備を有するタンクの場合は、上記に掲げる図面のほかに、当該特殊な構造又は設備を明らかにするのに必要な資料を添付する。

その他、詳細は平成9年消防危第33号「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続き及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」による。

ク 国際輸送用タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所

平成13年消防危第50号「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」による他、次の書類による。

- (ア) 海上輸送に責任のある各国政府機関若しくはこれに代わる機関の許可証又はこれに類する書類の写し
- (イ) 緊締金具強度計算書
- (ウ) タンクコンテナに係る構造及び設備に関する図面

ケ 屋外貯蔵所

- (ア) 危険物貯蔵要領書
- (イ) 棚等の仕様(寸法、材質)
- (ウ) 架台の構造図及び強度計画書(ウ (オ) による。)
- (エ) 断面図(填圧状況等のわかるもの)
- (オ) 排水系統図

コ 給油取扱所

- (ア) 建築物等の図面(イ (イ) eに準ずる。)

- (イ) 機器配置図
 - (ウ) 排水系統図
 - (エ) 計量器その他付帯設備の詳細図
 - (オ) 防火塀の構造図及び強度計算書(ブロック塀で2 mを越えるもの)
 - (カ) 地下専用タンクは地下タンク貯蔵所、簡易タンクは簡易タンク貯蔵所による。
- サ 移送取扱所
- (ア) フローシート
 - (イ) 機器構造図(仕様書添付)
 - (ウ) 配管図(イ(キ)に準ずるほか、道路、河川、線路等の横断部及び埋設部で深さの変る箇所の代表的スプール図)
 - (エ) 強度計算書(表-1目次例、注-2(5)(P29)参照)
 - (オ) パイプラック図
 - (カ) その他危険物の規制に関する規則第4条第3項第7号による。
- (2) 危険物製造所等変更許可申請
- 前述の(1)の区分による当該変更許可に係る図面
- (3) 仮使用承認申請
- ア 仮使用の承認を受ける範囲を示す図面
 - イ 安全対策書
 - ウ 工事計画書
- (4) 仮貯蔵・仮取扱承認申請
- ア 全体配置図
 - イ 危険物貯蔵取扱要領書
 - ウ フローシート
 - エ 工程表
 - オ 安全対策書
 - カ 機器配置図
 - キ 機器構造図(仕様書)
 - ク その他、関係書類
- (5) 廃止届
- ア 撤去する場合は安全対策書を添付
 - イ 撤去しない場合は縁切り、油抜き、パージ、管理等について記載した書類を提出すること。
なお、地下貯蔵タンクにあつては、平成3年消防危第78号「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指導について」による措置に関する書類
- (6) 譲渡引渡届
- ア 譲渡を証明する書類
 - イ 引渡のときは管理、防災面等の責任範囲を明確にした契約書

(7) 休止・停止届等(変更申請を伴うものにあつては不要)

ア 休止届

3ヶ月以上製造所等を止める場合
(袖ヶ浦市危険物の規制に関する規則様式第7号)

イ 停止届

2週間以上3ヶ月未満製造所等を止める場合◆
(休止届に準じて届け出ること。)

ウ 停止連絡

2週間未満製造所等を止める場合で、社会的な影響が考えられる場合や保安体制に変更を生ずる場合は電話連絡すること。◆

エ 定期修理のために停止する場合は、下記書類の提出にて替えることが出来る。

- (ア) 工程表
- (イ) スタートアップ、シャットダウン等の安全管理

オ 再開届

休止あるいは停止届出をした危険物施設を再開する場合は、下記書類を添付して届出すること。

- (袖ヶ浦市危険物の規制に関する規則様式第7号)
- (ア) 再開の為の点検結果の概要報告
- (イ) スタートアップの管理体制について
- (ウ) その他、必要事項

(8) 消防用設備

ア 許可申請時添付する図面等

- (ア) 配置図(消防用設備の配置がわかるもの)
- (イ) 計算書(仕様書)

イ 消火設備の着工届

- (ア) 消火設備等の概要
 - a 主要機器の型式、数量及び容量(能力)
 - b 起動方式
 - c 非常電源

(イ) 製造所等の概要表(新規のみ)

(ウ) 平面図、立面図(断面図)

(エ) 配管系統図

(オ) 配線系統図

(カ) 工事施工図

(キ) 機器構造図(新規のみ)

(ク) 設計書

- (ケ) 計算書
- ウ 火災報知設備の着工届
 - (ア) 火災報知設備の概要
 - (イ) 製造所等の概要表(新規のみ)
 - (ウ) 系統図
 - (エ) 配線図
 - (オ) 平面図、立面図(断面図)
 - (カ) 機器構造図(新規のみ)
- エ 完成検査までに提出する図書等
 - 試験結果報告

表-1 目次例 設置許可申請時の必要資料、図面等を示す。

分類	図面・名称	備考
1	(1)構造設備明細書(様式第4(第4,第5条関係)) (2)事業所案内図 (3)事業所全体配置図 (4)製造所等の配置図(保安距離、保有空地を記入) (5)機器等の配置図(平面図・立面図)	注-1参照のこと
2	(1)危険物取扱工程説明書 (2)フローシート又はP&I (3)危険要因の把握及びその対策に関する書類 (4)取扱物質物性一覧表 (5)危険物取扱量の算定 (6)安全設備概要(防消火設備は除く) ア 緊急停止条件(セット) イ ユーティリティ・バックアップシステム	
3	(1)機器リスト (2)政令第9条20号タンク構造詳細図 (3)政令第9条20号タンク容量計算書 (4)政令第9条20号タンク強度計算書 (5)その他機器等の詳細図(ポンプ、モーター含む)	注-3参照のこと 注-4参照のこと
4	(1)土工工事図一式(各施設区分の建築物等の図面による) (2)構造計算書(設計条件及び結果のみ) ア 建屋 イ ストラクチャー ウ 屋外貯蔵タンク エ 防油堤 (3)排水系統図	注-5参照のこと
5	(1)配管図	
6	(1)電気動力配線図(換気設備、構造、能力計算書含む) (2)接地配線図(雷保護システムを含む)	
7	(1)防消火設備 設計書及び図面 (2)警報設備(火災報知、ガス検知) 設計書及び図面	

注－１ 製造所等構造設備明細書の記載は次のとおりとする。

(１) 製造所・一般取扱所

ア 「建築物の構造」欄はストラクチャー構造のときも記入する。この場合、建築面積は工作物の水平最大面積とし、延べ面積はその建築面積に２階以上の架構で囲まれた面積を加えたものとする。

イ 「製造（取扱）設備の概要」欄には次の主要設備の基数を記載する。（非対象も含む。）

(ア) タワー

(イ) リアクター

(ウ) タンク

(エ) ドラム

(オ) 熱交換器

(カ) 圧縮機

(キ) 冷凍機

(ク) 炉

ウ 「令第９条第１項第２０号のタンクの概要」欄には総基数等を記載する。

エ 「配管」欄は、SGP、STPG等の材質を記載する。

オ 「加熱設備」「加圧設備」「乾燥設備」欄は、種類を記載する。

カ 「ためます等」欄は、ためます、油分離装置又は排水処理施設等を記載する。

キ 「換気、排出の設備」欄は、強制又は自然を記載する。

ク 「静電気除去設備」欄は、アース等を記載する。

ケ 「電気設備」欄は、防爆グレードを記載する。

コ 「雷保護」欄は JIS Z 9290-3 による。

サ 「警報設備」欄は自火報、押ボタン、ページングを記載する。

シ 「消火設備」欄で第一種及び第三種にあつては区分をまた第四種及び第五種にあつては基数を記載する。

注－２ その他の施設は表－１目次例に係る書類のみを順番に目次とするほか、次のとおりとする。

なお、政令第９条２０号タンクは各々の貯蔵タンクと読み替える。

(１) 屋内(外)蔵所は、４－(３)項の次に容器等の保管方法を加える。

(２) 特定屋外タンク貯蔵所は、規則別表第１に定める書類を表－１目次例の３及び４に加える。

(３) 地下タンク貯蔵所は、３－(４)項を浮力及び固定バンドの強度計算書とする。

(４) 移動タンク貯蔵所は、平成９年消防危第３３号「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続き及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」による。

(５) 移送取扱所は、規則第２８条の５による配管の強度計算書を５－(１)項の次に加える。

(６) 給油取扱所は、４－(２)項を防火壁(ブロック塀)の強度計算書とする。

注－3 政令第9条第20号タンクの容量、強度計算書の内容は次のとおりとする。ただし、基数が多い場合は表－3により一覧表とする。この場合、20号タンクの構造設備明細書は不要とする。

(1) 容量計算書

- ア 設置階数
- イ タンク番号
- ウ タンク名称
- エ 型式
- オ 寸法
- カ 容量計算式、容量、空間容積、許可容量

(2) 強度計算書

- ア 材質
- イ 板厚強度計算結果、腐れ代
- ウ 使用板厚
- エ 自立屋外貯蔵タンクは耐震設計、耐風強度
- オ 最高使用温度、圧力
- カ 通気管又は安全装置
- キ 覚知装置（レベル、温度、圧力）

注－4 その他機器等の詳細図

(1) 非対象設備については不要とする。

(2) 対象設備に係る計測装置、安全装置、通気管は機器リスト表又は対象設備の構造図に仕様等を明記し図面は不要とする。

注－5 前述の4－(2)項構造計算書のエ、防油堤については、昭和52年消防危第162号「防油堤の構造等に関する運用基準について」及び平成10年消防危第32号「防油堤の漏えい防止措置等について」による。ただし、 K_h （設計水平震度）算出にあたっては新基準（告示第4条の20第2項）による。

表-3 20号タンクリスト

No.	設置 階数	機器番号 機器名称	型式	寸法 (内径×長さ×鏡出)			容 量			材質	板厚(mm)・強度			耐震 設計	風 荷重	設計条件		通気管又は安全装置				覚知装置	備考	
				容量計算式(mm)			容積	空間 容量	許可 容量		計算 結果	腐れ 代	使用 板厚			最高使用		種別	数	内径 (mm)	作動圧 (MPaG)			
				温度 (°C)	圧力 (MPaG)																			
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								

6 変更許可申請の不要な変更について

次の（１）、（２）に掲げる変更については変更許可申請を要しないものとする。なお、（２）に係る変更については現状の保有空地、保安距離、消火設備および警報設備に変更を生じない場合に限る。

（１）危険物製造所等の軽微な変更工事の手続きについて

- ・平成 14 年消防危第 49 号「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」による。
- ・平成 9 年消防予第 192 号「消防用設備に係る運用について」及び「危険物製造所等の軽微な変更工事の事例と手続きについて」の指針による。
- ・平成 9 年消防危第 36 号「屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の手続に関する運用について（通知）」による。

（２）その他の変更工事

ア 建築物における危険物の取扱いの用に供する部分以外の部分の工事

イ 危険物設備を連絡する次の（ア）、（イ）の非危険物配管等の工事

（ア）ベッセル等のフランジ又は元弁から先のライン（「危険物製造所等の軽微な変更工事の事例と手続きについて」を参照）

（イ）危険物のベーパーラインで次の項目に該当する場合

- a 下流側に危険物施設となる回収設備が無いもの
- b フレアー、インシネレーターに接続されているもの

資料提出を要しない工事に関する書類の保管◆

平成 14 年消防危第 49 号「製造所において行われる変更工事に係る取扱いについて」に記載する軽微な変更のうち、資料提出を要しない工事については事業所にて実施年月日、工事内容等を記載した書面を 3 年以上保管すること。